

宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和6年4月4日）掲載

○ 4月から新生活 住民票の異動を

【問】

4月に転居することになったが、住民票の異動はどうすればよいのでしょうか。

【回答】

住民票は、行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報です。

住所の異動のある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。

マイナンバーカードを持っている方は、マイナポータルを通じてオンラインにより、引っ越し前の市町村に転出届を提出することができます。

その後、転入から14日以内に、引っ越し後の市区町村に出向いて転入手続きをすることになります。

医療費の助成を受けている方や、国民健康保険加入者などは別途、転出転入の手続きが必要となることがありますのでご注意ください。

なお、住民票を異動した後も、ほとんどの市町村で地元の成人式（はたちの集いなど）に参加できます。

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。